

浜松市公告第 905 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項に基づき住民等から意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該意見を、この公告の日から 1 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 26 日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）杏林堂薬局二俣店
浜松市天竜区二俣町二俣 85-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社杏林堂薬局 代表取締役 小河路 直孝
浜松市中区伝馬町 313 番地の 23
- 3 意見に係る届出
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出
- 4 届出年月日
令和 4 年 3 月 18 日
- 5 意見の内容（次ページ以降に記載、原文どおり）

意見書の宛先

〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

浜松市長

記載事項

(1) 意見を述べる者の氏名又は団体名

非公開

(2) 大規模小売店舗の名称

(仮称) 杏林堂薬局二俣店

(3) 意見の内容とその理由

障害者用駐車台数が2台しかなく、他店舗では障害者でない方が駐車していることも見受けられるため、本当に必要な方が駐車できないことが危惧される。

障害者用駐車台数を増やすとともに、障害者でない方が停めないような指導を徹底するなど、障害者の方が不便なく利用できる体制をとってほしい。